

大切な人のために受動喫煙対策をしましょう



『たばこ』は喫煙する人だけでなく、周囲の人の健康にも悪い影響を与えることが科学的に証明されています。

肺がんや心筋梗塞などの多くの病気にも関係しています。

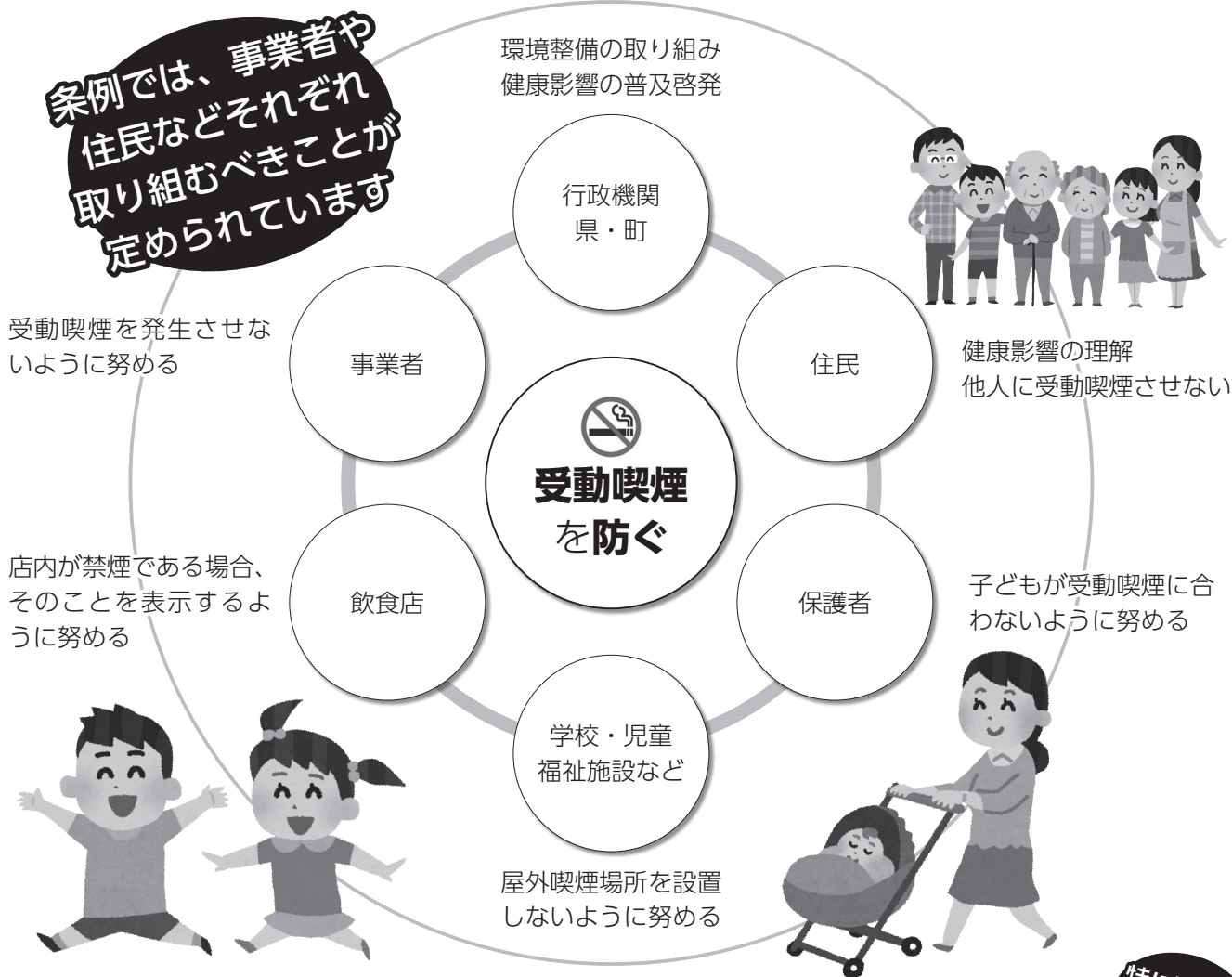
ふくしま 受動喫煙防止条例

令和3年4月1日から
新たな条例が
施行されました

私たちの健康だけではなく、お腹の赤ちゃんにも大きな影響を与えます。

子どもや妊婦、病気を抱える方など、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い人へ特に配慮をしなければなりません。

受動喫煙…人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること



喫煙をする人などが気を付けること

●●路上などにおける受動喫煙の防止●●

- 子どもや妊婦、病気を抱える方など、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い人が主に利用している施設の周辺や通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努めましょう。
- 公園など利用する方は、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い子どもや妊婦、病気を抱える方などへの受動喫煙防止に努めましょう。

●●子どもや妊婦などへの配慮●●

- 家庭内など、子ども・妊婦が一緒にいる場所や、同乗している車の中で喫煙しないよう努めましょう。
- 喫煙後45分間くらいはたばこを吸った人が出す息からも有害物質が出ています。その有害物質を吸い込むサードハンド・スモーク（三次喫煙）でも健康への影響が心配されています。

特に配慮が必要です

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設の食費・居住費について、一定の条件を満たす方には自己負担の上限（限度額）が設けられます。負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定」の申請が必要です。

令和2年度分介護保険負担限度額認定証をお持ちの方の有効期限は令和3年7月31日(土)です。下記に該当する方は、更新の手続きが必要です。※6月28日(月)から更新申請を受け付けます。

- ▼対象者 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・療養病床施設入所者およびショートステイ（短期入所）利用者
- ▼有効期間 令和3年8月以降に申請した月の1日～令和4年7月31日まで
- ▼支給要件の見直し 令和3年8月から下表の負担限度額を超える場合に介護保険から給付される特定入所者介護サービス費について利用者負担段階が細分化されます。

▼所得段階別の負担限度額（1日あたり） ※令和3年8月より適用

利用者負担段階	対象	居住費の負担限度額				食費の限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 ※令和3年8月から600円
第3段階	第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円 ※令和3年8月から1,000円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 ※令和3年8月から1,360円	650円 ※令和3年8月から1,300円

※（）内の金額は、特別養護老人ホーム利用またはショートステイ利用の際の金額。

ただし、下記の(1)(2)のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費は支給されません（負担軽減の対象外です）。

(1)住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合。

(2)住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金などが基準を超える場合。

※上記(2)については令和3年8月から預貯金要件の見直しがあります。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

▼申請方法 申請用紙は役場1階保険年金班にあります。またホームページにも掲載しています。

▼持参物 ①本人・配偶者の通帳など（写しでも可） ②本人の個人番号カードまたは通知カード
③本人の介護保険証 ④本人・代理人の顔写真入り身分証（個人番号カード、運転免許証など）

住宅にお困りの方を対象に、町営住宅の入居者を募集します。

▼募集戸数 6戸

【募集住宅】 ※いずれの住宅も、家賃は収入により異なります。

団地名／住宅棟	住 所	住宅の構造	タイプ	家 賃	学 区
中岩田南団地 2号棟102号室(1階)	字中岩田10 (新町)	平成13年度建築 鉄筋コンクリート造3階建 エレベーターなし	2DK	18,100～ 35,500円	坂下南幼稚園
中岩田南団地 6号棟101号室(1階)		平成15年度建築 木造2階建		20,100～ 39,400円	
新中岩田団地 1号棟2262号室(3階)	字中岩田47 (新町)	昭58年度建築 鉄筋コンクリート造3階建 エレベーターなし	3DK	13,900～ 27,400円	坂下南小学校
新中岩田団地 2号棟1149号室(3階)		昭和59年度建築 鉄筋コンクリート造3階建 エレベーターなし		14,100～ 27,800円	
古町川尻団地 3号棟122号室(1階)	字古町川尻 426(緑町)	昭和53年度建築 鉄筋コンクリート造4階建 エレベーターなし		12,900～ 25,400円	坂下東幼稚園
古町川尻団地 5号棟233号室(1階)		昭和54年度建築 鉄筋コンクリート造4階建 エレベーターなし		13,900～ 27,300円	坂下東小学校

【入居要件】 ●中岩田南団地 ・駐車場(1台分)を設置しており、使用料がかかります。(月額2,500円)
・浴槽・給湯器などの別途リース料がかかります。(月額1,650円)
・原則、単身者のみの入居の申し込みはできません。

●新中岩田団地・古町川尻団地 ・駐車場がありませんので、車を所有している方は民間駐車場を借りることを条件とします。

【その他】 ●今後の退去状況などにより、募集戸数が増加する場合があります。

▼入居予定時期 8月上旬

▼入居資格 次の(1)～(7)すべて満たす事が条件です。

- (1)現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (2)地方税および上下水道使用料などを滞納していないこと。
- (3)過去において公営住宅に入居していた方およびその配偶者が入居する場合は、過去の家賃を滞納していないこと。
- (4)世帯の収入が、公営住宅法により定められた収入額以下であること(原則 月収158,000円以下)。
- (5)入居しようとする者が暴力団員など反社会的勢力に該当しないこと。
- (6)単身入居(中岩田南団地を除く)の場合は、次のいずれかに該当すること。
 - ①年齢が60歳以上であること
 - ②身体障害者手帳(1～4級)所持者
 - ③精神障害者手帳(1～2級)所持者
 - ④知的障がい者(精神障がいに相当する程度)
 - ⑤戦傷病者手帳(特別項症～第一款症)所持者
 - ⑥原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた方)
 - ⑦生活保護法に基づく被保護者など
- (7)その他
 - ①団地内のルールを守り、お互いに協力して円滑な共同生活ができる方
 - ②家賃の支払いなど契約条項を遵守できる方

▼【申し込みに必要な書類】

- 町営住宅入居申込書(建設課都市土木班にあります)
 - 住民票謄本(市町村の戸籍窓口で交付)
入居者全員の本籍・続柄・世帯主が記載されているもの
別居扶養親族がいる場合はその方の分も必要
 - 所得を証明できる書類(所得証明書など)
18歳以上の入居者全員。所得のない方も必要です。
ただし、所得のない高校生・大学生は学生証の写しでも可
18歳未満の方でも収入のある方は所得証明書が必要
 - 納税証明書(市町村の税務窓口で交付)
他市町村に住所がある方は、当該年度および過去2か年分の納税証明書が必要
 - 婚約証明書(婚約中の方が申し込む場合)
 - 現在お住まいのアパートの賃貸借契約書の写し
- ▼入居決定のとき緊急連絡人が1名必要となります。

▼受付期間

6月28日(月)～7月12日(月)
午前8時30分～午後5時15分まで
(土・日を除く)

▼書類提出先

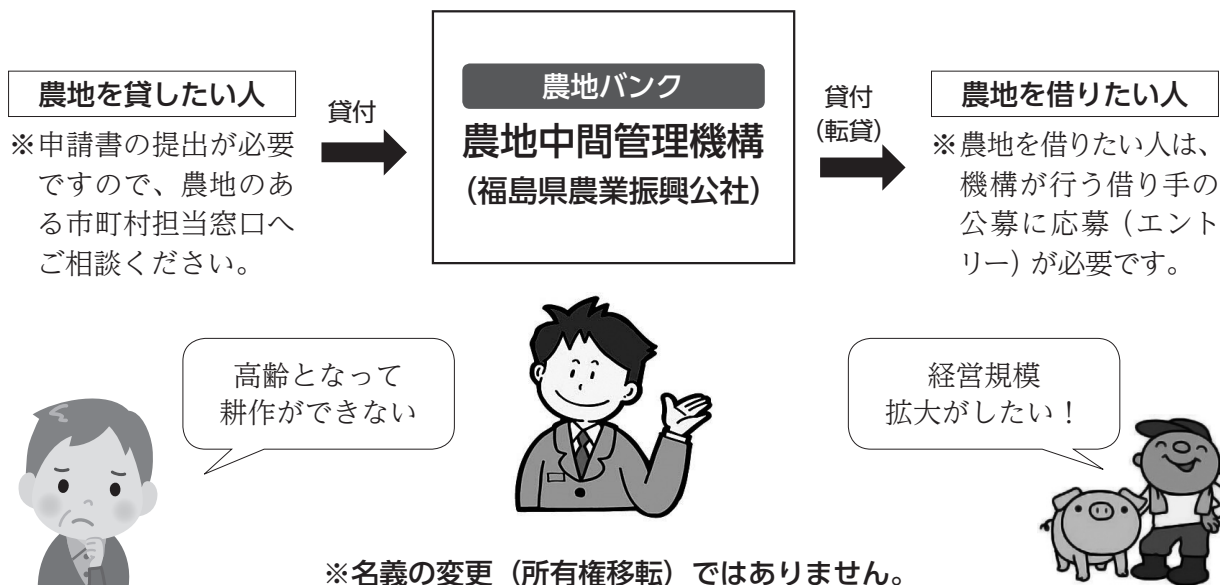
役場2階 建設課 都市土木班

【問い合わせ 建設課 都市土木班 ☎84-1506】

農地を貸したい！農地を借りたい！そんな時… 農地中間管理事業をご活用ください！

農地中間管理機構（農地バンク）は、都道府県知事が監督する「信頼できる農地の中間的受け皿」です。公的機関である機構が農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みです。

【農地中間管理事業の仕組み】



【農地の貸し借りの流れ】

- 農地中間管理機構（農地バンク）が区域を定めて農地の借り手を公募します。
 - 借入希望者が応募（エントリー）します。※現在、登録されている方は応募の必要はありません。
 - 応募者は福島県農業振興公社ホームページなどで公表をします。
 - 農地を貸したい人は、農地のある市町村担当窓口へ申請書を提出します。
 - 貸し手、借り手の各種調整後、その結果を公告し、賃貸借契約の締結となります。
- ※相続が完了していない土地を貸し付ける場合は、法定相続人の同意が必要となります。

【貸し付け条件を満たせば協力金が交付される場合があります】

農業からのリタイアや経営転換のため、自作地を機構に10年以上貸し付けた場合、面積に応じて協力金が交付されます。なお、交付には条件がありますので、詳しくは担当窓口または地区の農業委員・農地利用最適化推進委員へご相談ください。

◎今年度の交付対象者となるためには、8月31日(火)までの申請が必要です。

注意 手続きが遅れると対象となりません。

農家の皆さまへ

令和3年度 会津宮川土地改良区 配水計画

パイプラインの分水調整について

出穂期の用水を確保するため中干し期を利用し、6月25日(金)から7月25日(日)までの1か月間、分水調整を行いますのでご理解ご協力をお願いします。

なお、降雨によってダムに十分な貯水量（必要水量）が確保できた場合は、分水調整を解除します。

※切り替え操作は午前中に行います。

地域・分水工名	6/25開始	6/30	7/5	7/10	7/15	7/20	7/25終了
会津美里町高田地域	←→			←→			←→
会津美里町新鶴地域	←→	←→			←→		←→
会津坂下町	←→		←→			←→	←→
田沢第1分水工	←→	←→			←→		←→
上台分水工	←→				←→		←→
津尻9-0分水工	←→						←→

【凡例】 ←→ 水を流す期間（この矢印がある期間は、関係する分水工から水を出します。）
それ以外の期間は、水が止まりますので、ご注意願います。

計画的な用水配分を行うためのお願い

- ①限りある用水ですので、掛け流しはしないでください。
- ②勝手に幹線用水路（牛川新堀・栗村用水路など）のゲートを操作しないでください。
- ③水量調整や施設に関する要望は、各地区の区長や水利委員を通して会津宮川土地改良区まで連絡をお願いします。個人の依頼には応じません。
- ④これから夏にかけて降雨量が少ない場合に備えて、引き続き節水のご協力をお願いします。

【問い合わせ 会津宮川土地改良区 ☎54-7154 ☎090-7326-9848(担当者直通)】
【問い合わせ 産業課 農林振興班 ☎84-1505】

住民基本台帳の閲覧状況

市民のプライバシー保護と事務の適正な運用を図るため、住民基本台帳の閲覧状況について公表します。

(対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

閲覧年月日	申出者	利用の目的	住民の範囲
令和2年 6月24日	株式会社 サーベイリサーチセンター 東北事務所 所長 千葉 記章	次期「福島県生涯学習基本計画」の策定に向けた基礎資料とするため、県民の生涯学習に対する関心及び生涯学習活動の実態調査を行うため。	字小川原に居住する満18歳以上満80歳未満の男女13名
7月1日	株式会社 ITスクエア 代表取締役社長 渡邊 亨	令和2年度「福島県政世論調査」対象者の住所などを把握するため。	字八日沢に居住する満15歳以上の男女20名
10月1日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	「令和2年度消費者意識基本調査」の対象者名簿作成のため。	字小川原に居住する満15歳以上の男女25名
10月15日	自衛隊福島地方協力本部 本部長 神田 謙 自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所長 我妻 伸一	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送などを行うため。	出生年月日が平成15年4月2日～平成16年4月1日までの男女152名
12月16日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	「震災体験と新型コロナウイルス感染症への対応に関する調査」の対象者名簿作成のため。	字古町川尻、字五反田、字台ノ下、大字牛川、大字金上、大字塔寺に居住する満20歳以上26歳未満の男女50名

【問い合わせ 生活課 戸籍環境班 ☎84-1500】